

破産管財人口座開設手数料 新設のご案内

平素より、みなと銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2021年10月1日(金)より、破産管財人が手続きのために開設する破産管財人口座について、事務負担等を考慮し、以下の口座開設手数料を新設致します。

日頃よりご利用いただいているお客さまには大変なご迷惑をおかけ致しますが、今後もより一層サービスの向上に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

2021年10月1日(金)

2. 対象口座

破産管財人名義で新規に開設する口座

3. 手数料内容

口座開設1件あたり 11,000円(税込)

※社会情勢の変化により、内容を変更することがあります。

2021年8月30日現在

くわしくは窓口へお問い合わせください。